

茨木市立幼稚園のあり方庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市における市立幼稚園のあり方に関し、必要な事項を検討するため、茨木市立幼稚園のあり方庁内検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 茨木市における市立幼稚園の今後のあり方に関する事。
- (2) 市立幼稚園の諸課題に係る情報の収集・整理に関する事。
- (3) その他就学前の幼児の教育・保育に係る調査・研究に関する事。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はこども育成部長の職にある者を、副委員長は教育委員会学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第4 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(課題別小部会)

第6 委員会に、第2に掲げる事項についての課題及び問題点を調査研究させるため、課題等調査研究部会（第6において「部会」という。）を設置することができる。

2 部会における調査研究事項は、委員会で決定する。

3 部会長及び構成員は、委員長が指名する。

4 部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

5 部会は、委員会から指示された事項について調査研究し、その結果を速やかに委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第8 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から実施する。

別表

こども政策課長 子育て支援課長 保育幼稚園総務課長 保育幼稚園事業課長 教育委員会学校教育推進課長 保育幼稚園総務課幼稚園指導主事 同保育指導主 事 教育委員会学校教育推進課幼稚園指導主事 市立幼稚園長
